

## 令和7年第3回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

### 1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

### 1、本日の欠席議員（なし）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	今野和彦	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画振興部長 (地方創生政策監)	高橋寿	市民福祉部長	佐々木修
農林水産建設部長	阿部光弥	商工観光部長	池田智成
教育次長	佐藤喜仁	消防長	須田勇喜
会計管理者	齋藤稔	総務課長	齋藤邦
財政課長	須田泰史	総合政策課長	西村仁
農林水産課長	柴田俊幸	学校教育課長	菊地良

#### 1、本日の議事日程は次のとおりである。

##### 議事日程第3号

令和7年6月6日（金曜日）午前10時開議

##### 第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3に同じ

---

午前10時00分 開 会

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに15番森鉄也議員の一般質問を許します。15番。

【15番（森鉄也君）登壇】

●15番（森鉄也君） おはようございます。

それでは、通告してあります一つ目、地域計画策定結果に見る本市農業の課題と今後の施策について、二つ目は市内における危険空き家等の状況と市の対応について、三つ目が米不足及び食材価格等の高騰による影響と対策について、以上3点について質問いたします。

まず初めに、地域計画策定結果に見る本市農業の課題と今後の施策について。

地域の農地を10年後には誰がどのように利用するかを定める「地域計画」を、令和7年3月までに策定することが義務付けられました。

本市では、釜ヶ台地域、小出地域、平沢院内地域、金浦地域、象潟元町地域、上浜地域、上郷地域の七つの地域を設定し、農地の出し手・受け手の意向調査やそれぞれの地域ごとの話し合いを経て、誰がどの農地を耕作するのかを示した目標地図の作成などの地域計画策定が、本年3月末で期限を迎えました。

高齢化や担い手不足などにより地域の農業者が減少し続ける中、10年後における地域の農業のあるべき姿、農業者個々の今後の関わり方を改めて考えるといった意味では、とても良い機会であったとも考えているところです。

策定された本市の地域計画について、以下のとおり伺います。

(1)農水省がまとめた3月末時点の策定状況によると、全国で10年後の耕作者を定めた農地は、計画対象農地全体の67%にとどまっており、3割は耕作者が確保できておらず、食料安全保障を支える農地をいかに次の時代に引き継ぐか課題も浮き彫りになっています。

本市全体での10年後における耕作者確保状況（法人、集落営農組織、認定農業者、小規模農家、

ほか経営体数)は、どのように推移する計画か。また、市内7地域のそれぞれの実情もあるかとは思いますが、計画の特徴や課題等についてどのように分析されているかお伺いします。

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) 改めまして、おはようございます。

それでは、森鉄也議員の一般質問にお答えをさせていただきますが、細部に詳細にわたっては担当部課長の方でお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

初めに、1の(1)であります。

本市の地域計画については、主に旧小学校単位、小学校区単位で地域を設定し、協議を重ねた上で今年3月に策定をいたしております。

本市全体での10年後における耕作者確保状況の推移については、現在434の経営体がかほ市の農地を担っておりますが、10年後の耕作者として位置づけられた農業者は436経営体となっており、内訳としては、集落営農組織15組織、認定農業者個人134名、農業法人19経営体、認定新規就農者2名、その他の農地利用者が265名となっております。

実際は高齢化等により耕作者が減ると予測されますが、協議の場では、しばらくの間は離農者が出ても地域の方が農地を引き継ぐという意見が多かったことから、今後耕作者の変更があつたとしても、農地の耕作者は確保できるという考え方となっております。

また、地域計画に掲載されていない方は、国の補助金等で不利になる可能性があるため、極力、現在営農されている方を拾い上げるという考え方に基づいているということでもあります。

なお、面積ベースでは、4,095haの農地のうち2,450ha、約60%の農地に耕作者が位置づけられております。

計画の特徴や課題についてであります。市内において共通する課題は、農業者の減少に対する後継者や担い手の確保や基盤整備の検討、水田活用交付金の5年水張り問題への対応が多く挙げられ、持続的な農産物生産への不安や農業政策への疑問などもある中、基盤整備を見据えた規模拡大、法人化など、意欲的な考え方もあると見ているところであります。

●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。

●15番(森鉄也君) ただいまのご答弁で、減少も考慮しながらも耕作者の確保は可能だとみているというふうなお話でございました。

それで、(2)番の方に移ります。

本計画策定に当たって、令和7年3月までに10年後の青写真を描くことは現状から見てあまりにも不確定要素が多いとの意見や、市当局の考え方も、まずは計画を策定し、計画を進める中で計画の内容をブラッシュアップ(改善)していくとの考え方であつたと受け止めたところでもございます。

本計画は、将来にわたって農地を減らさないようにするための重要な計画であり、策定期限を意識し過ぎて、形だけを整えるようなことであつてはなりません。3月末以降もできる限り協議を継続し、よりよい地域計画の策定に向け作り直すことも必要であると考えます。担い手確保も含め、

市は完成度をどのように高めていくのかお伺いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)の質問ですが、議員のおっしゃるとおり、農業者の高齢化や人口減少、5年水張りルールの問題、昨今では米価の高騰などですが、10年後の農地利用については不確定要素が多く、また、市内全域で2年間という短期間で計画策定を求められた状況であったことから、ある程度現状を維持しつつ、今後計画をブラッシュアップしていくという考えで作成をしているというところであります。

計画策定に当たっては、秋田しんせい農協・農業委員会との共同で地域農業者協議会を開催してきましたが、この取り組みを今後も継続し、定期的に各地域の農業者から今後の農地利用について意向を伺い、いただいた意見を計画に反映させた上でブラッシュアップをさせていただきたい、していきたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 今後も地域協議会を継続してブラッシュアップに努めていくというようなこととございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それで再質問でございますが、地域計画に当たって、できる限り新たな耕作予定者から同意を得ることとなっているようですが、将来農業を担う者からの同意を得ての計画となっているのでしょうか。同意を得ない場合は、その理由、あるいは計画の進め方をお伺いしたいと思います。

たしか私も会議に2回ほど出席しておりますが、そのワークショップの段階では、単に隣接している、あるいは、この法人は将来的には経営拡大できるのでないかと、また一方で、後継者がいるから大丈夫じゃないかと、そういうふうな見方だけで計画されたものもあるのかなどの思いからちょっとお伺いしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（阿部光弥君） それでは、再質問にお答えします。

このたび策定した地域計画は、各農業者からいただいた意向調査の結果を基に協議会を開催し、参加していただいた農業者の方々から直接意向を伺い、策定前の計画書も確認していただきながら計画策定となっております。よって、同意を得るというよりは、農業者の意向、意見に沿った形で策定されております。

その中で、ご質問にもありましたとおり、10年後の青写真を描くことは現状から見てもあまりにも不確定要素が多いという意見や、現状維持という意見が多い中、規模拡大を示す声などもありましたが、詳細に規模拡大意向の農業者がどの農地を拡大するまでは、残念ながら至っていません。

できたばかりの地域計画でありますので、先ほど市長の答弁でもありましたが、今後も地域農業者協議会を開催し、各地域の農業者から意向を伺いながら、各関係機関、そして各地域の農業者皆様とともに、この計画を作り上げてまいりたい。まあ言い換えれば、各関係機関、そして各地域の農業者皆様とともに、状況の変化に応じて育ててまいりたいという考えでございます。以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 私が今再質問した部分については、規模拡大している個人の方々が出席されていなかったということで、この方々だったら大丈夫だろうというそういう中でこう進めた部分もあったもんですからちょっとお伺いしたいんですが、今後そういう形でまた地域と話し合っただけで進めていただければと思います。

それでは(3)番の、米の過剰生産を抑え、米価の下落を防ぎ、農業者の収入を守るためとした減反政策が2017年に廃止され、2018年からは国が需要予測に基づく——一部文言を追加してございますが、国の需要予測に基づく需給見通し参考に、各都道府県農業再生協議会で「生産の目安」を示すなど、事実上の減反が続いているとも言われています。

今般の米不足・価格高騰により、生産者売渡し価格と小売業者販売価格では3倍近い価格差が生じている状況にあり、流通の在り方も疑問視され始めているところでもあります。

このような状況の中、現在、作付実施計画細目書の取りまとめ中とは思いますが、市農業再生協議会で示した令和7年度主食用米の「生産の目安」に対して、生産者の作付に対する変化はあるのか。また、本市の地域計画における経営作目の影響をどのように捉えているのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)のご質問にお答えをさせていただきます。

市の農業再生協議会で決定している生産の目安は、国が発表する10月の需給動向の情報を基に県の農業再生協議会で県全体の生産の目安を決定し、そして12月上旬に市に示されてきたものであります。これを受け、市の農業再生協議会では、12月中に、秋田しんせい農協をはじめ市内の集荷業者——まあ集出荷業者ですが、の意向を取りまとめて、12月下旬の総会で市全体の目安を決定しているところであります。

令和6年の生産の目安については、面積では約1,642ha、数量では9,230トンとなっており、令和7年産米については、面積が約1,700ha、数量で9,537トンで、約3.5%の増となっております。

12月に目安が決定してから主食用米の値上がりが続いていることもあり、詳細は確認はできておりませんが、主食用米の作付面積の増のほか、備蓄米から主食用米へ変更する場合もあるとの情報があります。

地域計画における経営作目への影響についてですが、地域計画においては、どの農地を誰が担うかが主眼となっており、地域の主な作物の記載はありますが、地域計画における経営作目についての影響はないというふうを考えているところであります。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 令和7年度については、プラス3.5%ということになっているようですが、再質問させていただきますが、このたびの米不足ですが、作況指数に基づいた、まあ国が計算して米の収穫量と、実際の——その国が試算した収穫量と、実際の収穫量との違いにより、今回の米不足は生じたものじゃないかというそういう見方もございます。国は作況指数で需給見通しを立てるわけですが、実際の収穫量との違いがあったのじゃないかということも言われております。

価格高騰で農家の生産意欲も高まってきておりますが、農水省による4月末時点での全国の作付

意向調査では、2025年産の主食用生産量は40万トン増の719万トン、秋田県も含め34道県で作付を拡大するとしています。ただいまご答弁ありましたように、本市もその傾向のようでございます。

政府も価格高騰による米離れを防ぐとして、作付を増やす方向にかじを切り始めようとしているようにも見受けられますが、米の生産目安の在り方について、市農業再生協議会会長でもある市長の見解をお伺いしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） それでは、再質問にお答えさせていただきますが、今議員がおっしゃるように、生産の目安は、生産者が需給に見合った米を生産し、過剰生産による価格の下落、これを防ぐために、先ほど答弁でもお話しさせていただいたように、国の調査した発表する需給動向の情報を基に、県、そして市の農業再生協議会で生産の目安を決定しているということでもあります。そして、これを基に、市の農業再生協議会では、市内の集出荷業者の意向を取りまとめた上で市全体の目安を決定し、公表し、各生産者へ生産の目安を提供しているということは先ほども申し上げたとおりであります。

米の過剰生産による価格下落を防ぐことを目的としている以上、この生産の目安という情報は、生産者及び業者には必要な情報であるというふうには言わざるを得ません。いずれ生産の目安については、今ここで私の方から大きく結論を申し上げることはできないということになっておりますが、今後の動向を注視しなければならないというふうにも併せて思っているところであります。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 米の安定生産、あるいは価格の安定というような、また、農家の経営の安定化というものを考えた場合は、やはりこの需給調整、生産の目安というようなものは必要かと思えます。ただ、やはり正確な状況調査と、それから正確な試算と申しますか、そういうものが求められるのではないかなと思っております。

それでは、(4)番に移ります。

過疎地に移住して地域活性化を担う「地域おこし協力隊」について、2024年の総務省による活動状況調査結果が発表され、これによると直近5年に任期を終えた8,034人のうち、活動地と同一市町村に定住したのは56%の4,477人で、進路は、自治体や飲食業を上回り「就農」が428人で最多、自治体職員や議員など行政関係が363人、飲食業を起業した者が279人、農業法人、あるいは森林組合など農林漁業への就業も136人となっています。農業を募集する自治体が増え、協力隊が新規就農者確保につながっているとのことでした。

さらに、2024年度の協力隊員は前年度比710人増の7,910人で、2014年（10年前）に比べると5倍。地方移住に関心を持つ人が多く、田園回帰の流れが続いていると見ており、総務省は2026年までに協力隊員を1万人まで増やす目標を掲げています。

そこで、以下について伺います。

①本市におけるこれまでの地域おこし協力隊の進路状況はどのようになっているのか。

②農業者の減少や高齢化、担い手不足といった本市農業の重要課題への取り組みとして、「地域おこし協力隊」を農業分野に対して募集する考えはないか、市長の見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(4)についてお答えをさせていただきます。

初めに、①についてであります。これまで地域おこし協力隊として本市には21名の方が着任をしております。任期は3年であります。途中で退任された方も数名おりましたが、ほとんどの方が任期いっぱい、それぞれのミッションに取り組んでいただいたというふうなところであります。現在は5名の方が着任中ですが、それぞれ移住リエゾン、あるいは仁賀保高校魅力化プロジェクトのスタッフとして活動をいただいております。

任期を終えた方々のこれまでの状況を見ますと、約半数の方が出身地や関東方面へ戻られておりますが、退任後6名の方が活動の経験を生かして市内で起業をし、現在も活動をされております。

議員もご存じの協力隊として横岡地区のゲストハウスの改修・運営に取り組まれた2名については、現在は農業に携わるなど、活動を拡大しているところであります。

次に、②についてであります。

農業分野での募集実績として、令和4年度に移住就農を念頭にスマート農業の普及や市内の農畜産のPRを行っていただく方を1名委嘱しておりました。その方については、1年間活動を行いましたが、残念ながら就農には至らず、帰京をされていたところであります。

農業分野での地域おこし協力隊の活用については、地域での移住就農者の獲得という面では有効な手段と考えておりますが、その際は着任してからどこで何をするのかを考えるのではなく、ある程度メインとなる地域を決めて、就農の準備段階から地域の方と関係を築ける環境があることが望ましいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、直近では横岡地区で活動した協力隊2名が任期満了後に法人を立ち上げ、今年からは農業にも挑戦されており、周囲からサポートを受けながら地域に根を下ろして頑張っているという事例であります。

今後、地域計画の協議等で協力隊を受け入れ、地域と農業の担い手を確保したいという地域があれば、協力隊の募集を検討していきたいというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） ただいま「Ventos」の就農のお話もございました。確かに受ける側の体制整備と申しますか、それが重要ではないかと思えます。

今の受け入れ側の期待、あるいは協力隊の希望という認識のずれなどで、全国でミスマッチが課題とされています。総務省は、隊員だけでなく受け入れ側の研修も強化して、地域となじめるような現場の取り組みを広げるとしています。本市でも十分なサポート体制によって、隊員が地域になじんで、志を遂げて本市を定住の地に選んでいただけるように望みたいところです。

それでは、大きい2番に移ってまいります。

市内における空き家等の状況と市の対応について。

これ、昨日の同僚議員の質問に対する答弁と重複すると思えますが、よろしくお願ひしたいと思います。

人口減少により空き家が全国的に増加しており、総務省の住宅・土地統計調査によると、直近2023年10月時点での県内の空き家総数は6万9,500戸で、5年前と比べ8,700戸増えています。行政による空き家対策は、倒壊の危険性が高い「特定空き家」に至る前の、いわゆる危険な状態になる前の利活用も含めた適正な管理、修繕、解体などの助言・指導を行って、周辺住民の不安解消、生活環境の保全に努めているものと考えます。

そこで、以下について伺います。

(1)核家族化とともに人口減少に伴って、集落はもとより市街地も同様に空き家や家屋解体後の空き地が多く目につきます。

①市内における空き家のうち、状態が悪化し、危険とされる「危険な空き家」の確認状況、「特定空き家」の認定件数を伺います。

②上記の①の危険な空き家の状況を改善するために実施している市の対応と、これまで改善された件数及び事例についてお伺いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、大きな2番目のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、①についてであります。

危険とされる空き家の確認状況についてですが、市民から相談があった場合、にかほ市空き家等対策計画に定めている空き家等対策のフローに従い、現地での外観調査や周辺での聞き取り調査を行っております。

適正に管理されていない状況であった場合は、所有者等の調査を行い、適正管理通知を送付しているところであります。所有者などから反応がないときは、あるいは自発的な改善がみられないときは、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた、にかほ市管理不全空き家等判定基準に従って管理不全空き家等に該当するか否かを判断しております。管理不全空き家等と判断された場合は、助言・指導書を送付し、改善するよう再度通知をしているということでもあります。これに対しても、なお連絡・改善がみられない場合は、勧告書の送付により正式に管理不全空き家等に認定をしております。

このような手続による今年5月末現在の管理不全空き家等の認定件数は23件、特定空き家等の認定件数は1件であるというところであります。

次に、②です。

市の対応としましては、①でお答えしたような指導・勧告を行った管理不全空き家等について、令和7年度分から固定資産税の住宅用地特例を除外する、この旨を事前に所有者等に通知しておりました。そして、実際に今年度から適用除外した納税通知書を送付をしており、これにより改善につながればというふうに期待をしているところであります。

なお、勧告後に改善に向けた相談件数が2件ありました。これまでの改善状況としては、令和6年度において適正管理通知を送付した43件のうち、解体に至ったものは2件、修繕等の対処があったものが9件、相談等の反応があったものが20件というふうになっております。また、市の空き家

等解体事業補助金を利用して解体された空き家が、令和2年度から昨年度までに8件ほどありました。

改善された事例ではありますが、平成25年に危険空き家と判断されてから約11年たって、解体補助金を活用して解体にこぎ着けた事例があります。この家屋については、所有者が亡くなってしばらくは空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて固定資産税の相続人代表者指定届による代表者1名宛てに適正管理通知を送付しておりましたが、対応が困難との回答が続いておりました。そこで、令和6年に戸籍を基に調査した法定相続人4人に対して適正管理通知を送付したところ、そのうちの1人の親族の方が、まあキーパーソンとなって、補助金を活用して解体に至ったというものであります。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） ありがとうございます。条例、あるいは法律にのっとった形で適切に対応されているというのがよく分かりました。

それでは、(2)番に移ります。

2023年4月に民法が改正され、相続放棄した財産の保存管理義務については、それまで現に占有していたものに限定され、遠方に住む、あるいは同居もされていない相続権者が全員相続放棄した場合、保存管理義務がなくなり、管理者が不在となって、実質的に放置状態になってしまいます。

このような事案が私の近辺でも発生し、敷地内にある住居や附属建物が年々朽ちて、道路沿いの建物の屋根瓦の落下や生活環境の悪化など、付近住民の不安が高まってきております。

地元自治会でも今後の状況悪化を懸念し困惑している状況で、このまま見守るしかないのが実情ですが、このように管理者が存在しない、あるいは特定できない事案はどのくらいあると把握しているのか。また、市はこのような事案に対してはどのような対応を行っていくのか、お伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)についてお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、民法の改正により、被相続人が死亡した時点でその家屋を現に管理していたり、居住していたりした場合を除いて、相続放棄した相続人は管理義務がなくなります。これは、空き家の適正管理だけでなく、固定資産税の納税通知書の送付先がなくなるなどの問題を伴うものであります。

市では現在、相続放棄により管理者がいない空き家を6件、法人の解散により管理者が特定できないもの1件をそれぞれ把握しております。

国でも管理者のいない空き家を出さないために、相続登記の義務化や管理不全空き家の創設、代執行費用の徴収円滑化などの取り組みを進めておりますが、解決には至っていないのが現状であります。

所有者が不明な特定空き家については、行政が処分できる制度として略式代執行がありますが、処分費用については、請求先がない場合には市の財源から賄われるということになります。空き家

は個人の財産です。市が処分することで所有者の管理意識の軽薄化、これにつながるものが懸念されます。市の財源を使って処分するべきなのかは判断が難しいと言わざるを得ません。

昨年度は、市民からの相談を受け、危険な空き家に関する応急的な処置として、職員が廃材等を利用して壁や屋根の修繕に対応した事案があったほか、屋根などの高所の修繕に消防が対応した事案も3件ありました。また、消防でも対応が困難で業者に応急対処を依頼し、危険を防止した事案が1件ありました。このように市としてできる範囲で対応しているのが現状であります。

空き家問題については、相続放棄や所有者不明など全国的な課題となっております。所有権がある物件について市がどこまで踏み込めるのかなど、顧問弁護士とも情報を共有し、相談をしておりますが、市としてできることは適正管理通知を送り、現状を所有者に伝えて管理を促すことに限られるのではないかと助言をいただいているところであります。今後も継続して所有者の調査範囲を広げるなど把握に努め、適正管理を促してまいりたいというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） ただいま市長から、これまでの対応の事例などを語っていただきました。

それで再質問としてちょっとお伺いしたいんですが、先ほど申しましたように管理者が所在不明、あるいは相続放棄等により不在の場合は、指導・勧告ができないのみならず、管理不全空き家、あるいは特定空き家に指定するにしても処分する相手がないという状況になろうかと思えます。したがって行政の指導・勧告等が及ばないとなれば、当然ながら自治会、あるいは近隣住民も何もなすすべがないということにもなります。最終的な行政の選択手段として先ほどお話しありました略式代執行による解体措置も可能かとは思いますが、略式代執行となる時期的なものをどのように判断するのか大変難しいと思えますが、また、それまでの間の安全対策、あるいは近隣、自治会の不安解消など、市はどのようにこう対応されていくのか、その辺の流れと申しますか、お伺いしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

最終手段として略式代執行ということでありましたが、先ほど市長の答弁の方にもありましたように、処分費用については市の財源から賄われるというところで判断がとても難しいと思っているところです。

最終判断の時期といたしましては、相続人調査により所有者がいない、誰もいないと分かった時点で、補修なのか解体なのかという判断が必要になるのかなと思っております。解体が必要と判断されたときには、財産管理人制度を利用して解体後の財産を処分する方法もあります。家庭裁判所への予納金が必要となることとなります。また、解体する場合には、解体費用を賄うだけのその財産価値があるのか、そういう物件なのか判断や法的な手続など弁護士から対応いただくような難しい案件となると考えております。

法改正によりまして空き家を占有している場合のみ管理義務が発生するというような決まりができてきて、義務者数は減ってしまうこととなりますが、早期の相続登記の義務化というところで国の施策に期待しているところではあります。

また、危険な空き家への対応につきましては、職員等による応急処置を行うなど、様々な物件に対して適切な方法を検討して、市としてでき得る範囲で対応してまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 今、部長のご答弁では、その管理者が不在、不在というか相続放棄して誰もいないということになれば、あとその時点でその略式代執行という判断になるというような、ちょっと私聞いたんで今、そのように思ったんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 今、私の回答した、誰もいないと分かった時点で略式代執行という形ではなくて、あくまでも誰もいないとなった時点で、そこを補修するのか——市の担当者が補修していくのか、それとも略式代執行という形で解体をするのかというところの判断を空き家対策協議会等で判断していただくというような形で進めたいとは思っています。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） いずれ協議会の方で判断していくと。了解しました。いずれ、どうしてもこう市で管理を行うにしても自治会の連携というのは非常に重要だと思いますので、ひとつこう連携を密にさせていただきたいと思います。

それでは、3番に移ります。

食材価格等の高騰による施策への影響と対策について。

食材価格高騰とともに米不足と急激な価格高騰は、消費する側にとっては深刻な状況と言わざるを得ず、市の対策にも影響を与えているものと考えます。

(1)米不足によるふるさと納税への影響と対策について、以下のとおり伺います。

①返礼品の米の値上がりに伴い、国が3割以下と定める返礼品の上限を超えたため、寄附の受付を停止した自治体が多いようです。本市でも、3月21日付けで「発送不能に関するお詫び」として、寄附者へのメールや文書で発信しているところであります。

原因として、米の品薄状態、価格高騰による集荷競争激化に伴い、昨年末の急激な申込みに提供事業者が確保できないというのが理由のようですが、対応できないと見込まれる件数と寄附額について、また、寄附者からはどのような声が寄せられているのかお伺いします。

②ふるさと納税の実施事業者である市と、提供事業者との連携はどうだったのか。市としてこのような事態をどのように捉え、今後どのように対応していくのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、大きな3番の(1)①からお答えをさせていただきます。

対応できないと見込まれる寄附額については、定期便の途中からの発送不能分があるため算出することはできませんが、対象となる寄附者の数は377人、発送不能の数量は7,791キログラムとなっております。

この件に関しては、市のホームページにお詫びの記事を掲載しているほか、対象となる寄附者の方々にはメールや文書にてお詫びをするとともに、今年10月以降の発送再開などをご提案させてい

ただいているところであります。

これらに対するこれまでの問い合わせ件数は8件です。内容としては、10月以降の再開が確実なのか心配されるとの声などが寄せられております。

次に、②についてであります。

昨年12月、年末の駆け込み需要に対応するため、中間管理事業者であるレッドホースコーポレーション株式会社を通じて、米の返礼品提供事業者に対して在庫管理の徹底を呼びかけてまいりました。在庫を精査した結果、12月下旬には受付を停止した事業者もございましたが、今回発送不能となった提供事業者においては、例年と同程度の寄附実績を想定し、在庫設定をせずに無制限に寄附を受け付けておりました。そして、米の品薄報道などにより12月下旬に寄附申込みが殺到し、今回の発送不能に陥ってしまったということでもあります。

今回の件を受け、対象事業者と面談を行ったほか、在庫管理の徹底、地場産品基準の遵守、品質管理に努めることを本市の全ての返礼品提供事業者に通知するとともに、4月に開催した返礼品提供事業者説明会においても改めて周知を図っております。今後は米などの人気返礼品については必ず在庫設定をすることとした上で、事業者説明会等においても定期的に在庫や品質管理について周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 10月以降発送予定というようなことでございますが、ある自治体では件数を区切りながら今現在受け付けしているというようなことも聞かれます。何とか在庫設定を徹底していただきたいと思いますが、再質問ですが、今回の発送不能というものについては、ほかの自治体では3割以下とする上限を超えたというようなことで中止したというところもございますし、調達できなかったというなどいろいろございますが、当市の場合は在庫不足というようなことで発送できなかったということでのよいのか。そして返金とか意向確認ができないといった事案はあったのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） ただいまの再質問にお答えさせていただきますが、米の価格高騰により3割基準を超えるということでもよろしいんですね。

米の価格高騰により寄附金額の3割上限を超えた場合であれば、返礼品の単価上昇に合わせて寄附金の単価そのものを上げますので、返礼品の価格が3割——寄附金額の3割以上となることはありませんし、今回もそういった状態でやめたということではありません。

また、調達できなかった自治体もあるということでしたけども、今議員の方からお話しあったとおり、うちの方は事業者が抱えている在庫の数量を超えた段階で止める対応をしなかったという、無制限に受け付けてしまったというところから在庫が底をついて、4月以降の発送が不能になったということでもあります。

返金については、先ほど市長の方から8件の問い合わせがあったとお伝えさせていただきましたけども、その中に返金を希望する意見もありました。ありましたが、12月末までに受け付けた寄附の確定申告も終わって税控除も済んでいるというところから返金できない旨を丁寧に説明させてい

ただ、まあ納得していただいたかは別として、ご了承の方はいただいたというところになっております。

文書を発送させていただいて問い合わせ8件ということですが、4月以降発送を停止しております。今現在届いていない状態ですので、その発送停止以降、届いてないといったような問い合わせはいただいておりませんので、意向確認ができてない事案はないものと考えております。以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） それでは、(2)番、日本農業新聞が47都道府県の学校給食会に対し緊急調査を行ったところ、4月から学校給食用米の価格が2024年同期比で1.3から2倍強に上がることが分かり、給食調理の現場では、米飯給食の回数やおかず・デザートを減らすなどの動きも出てきています。食材等の価格高騰による学校給食への影響や対策について、以下のとおり伺います。

①文科省によると給食1食当たりの平均コスト——食材費と解釈願います、は250円前後とされていますが、秋田県は市町村ごとに決められて、小学校が310円前後、中学校が360円前後となっています。

本市小・中学校における給食1食当たりの標準とする平均コストの設定は幾らか伺います。

②地産地消を推進する観点から、県では男鹿市をモデル地区に地元食材の使用率アップへの取り組みを加速させるとしています。コスト増につながる可能性もあり、本市はどのように対策し取り組んでいるのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

【教育長（小園敦君）登壇】

●教育長（小園敦君） それでは、森鉄也議員の(2)のご質問にお答えいたします。

①の1食当たりの給食単価についてであります。昨年6月の一般質問でもお答えしましたように、本市では小学校が300円、中学校が340円と設定しております。令和6年度に、食材価格の上昇から、栄養価等を確保するため25円引き上げておりますが、保護者負担の給食費は据え置いたままとしており、今年度も同様の扱いとしております。

次に、②の地元食材の使用率アップと、それに伴うコスト増の可能性への対策、その取り組みについてであります。

地産地消の推進は、地域の農業振興や食料自給率の向上、さらには子どもたちへの食育の観点からも大変重要な取り組みであると認識しております。本市におきましても学校給食を通じた地場産食材の活用に、これまでも一定の取り組みを行ってまいりました。一例といたしまして、現在本市では、ふるさと食育事業として年200万円の予算を計上し、市内の事業者を通じて地場産食材、特に秋田県内産の農産物や加工品の導入を進めております。さらに、一部では市内の個人の農家から直接、季節の野菜などを購入する形態での調達も行っております。

令和6年度における食材調達の実績としましては、秋田県産の食材は全体の約30%弱、このうち、にかほ市産に限りますと約7%という割合になっております。県内産食材の活用は一定の成果を上げているものの、本市産食材の使用につきましても引き続き向上の余地があると認識しております。

一方で、地場産食材の拡充に当たっては幾つかの課題もございます。特に個人農家の方々の高齢化、最近の気象条件の不安定さにより一定量の農産物を安定的に供給していただくことが困難な状態であります。また、地場産の農産物は新鮮で栄養価も高く、食育の教材としても非常に有効ではありますが、コスト面での課題も無視できない現実があります。大量仕入れが難しい分、価格が高くなりがちであり、学校給食の財源や保護者負担とのバランスも十分に考慮する必要があります。

こうした中ではありますが、今後さらに地場産食材の使用率を高めていくためには、個人農家や地元生産者の方々との連携が欠かせないと考えております。現在ご協力いただいております農家の方々には感謝申し上げますとともに、今後学校教育への食材提供にご協力いただける生産者の方がいらっしゃれば、ぜひご相談させていただきながら、可能な範囲で取り組みを広げてまいりたいと思います。

本市においても、県が進めるモデル地区の取り組みや他自治体の事例なども参考にしながら、価格と安定した調達の両立、地域との協働の在り方を模索し、地産地消の更なる推進に向けた検討を深めてまいります。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） それでは、再質問ですが、米飯給食の回数というそのものは見直しされているものかどうか。それから、2026年度から小学校の給食の無償化ということで国でも検討しているようですが、市の方では——市の方ではどうか、まあ国による早期の無償化の要望活動と申しますか、どのような状況にあるのか、この2点についてお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

●教育長（小園敦君） 再質問ありがとうございます。

まず給食の食材調達に係る予算、これはですね給食単価に出校日数と児童生徒数、教職員数の人数規模から年総額を試算していると、このようになっています。現在の給食献立の主食がですね、米飯が週3回、そしてパンと麺がそれぞれ1回の頻度、こういうふうメニュー立てしております。米の輸入先はですねJAしんせいサービスと秋田県学校給食会の2法人から調達していると。

調達価格につきましては、昨年4月と今年の4月で比較しますと1.4倍ないし1.5倍の上昇が表れてると。

米に限らないんですけど、食材のコスト価格が調達しております。そこで、栄養教諭は、栄養価、それから栄養バランスや量を確保するために、より安価な食材へ、例えば牛肉を豚肉、あるいは鶏肉、ひき肉といったように使用する食材をシフトするなどの工夫を凝らしながら、やりくりをして献立を作ってるという実情でございます。このように米の価格が上昇しているものの、現行の給食単価に見合った献立づくりを念頭に置いており、米飯食の回数を変更するというような対応は現時点では考えていないということです。

とはいうものの、調理食材のみならず牛乳等を含めて現行単価では栄養価を確保できない、量を確保できないといった事態が見通されるようであれば、給食単価の引き上げも検討しなければなりませんけれども、現行の給食単価に合わせた提供の維持に取り組んでいきたいと、このように思っております。

それから、国への要望につきましては、市長会からの継続した要望事項ですので、要望を続けているというところでございます。

【15番（森鉄也君）「終わります」と呼ぶ】

- 議長（宮崎信一君） これで15番森鉄也議員の一般質問を終わります。  
所用のため、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時10分 再 開

- 議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3番佐々木正勝議員の一般質問を許します。3番。

【3番（佐々木正勝君）登壇】

- 3番（佐々木正勝君） 3番佐々木正勝、通告に従って質問させていただきます。

まず1番、子ども数（年少人口）と割合の現状。

総務省統計局が5月5日こどもの日にちなんで推計した人口に占める子どもの割合（令和6年10月1日時点）によると、秋田県の人口に占める子どもの割合が8.8%と、47都道府県で唯一9%を割り込み、全国で最も低く、平成23年から14年連続全国最低となっています。最も割合が高い県は15.8%で、都道府県別表を見ると秋田県の割合の低さがうかがえます。まずは9%以上の割合を目指し、次元の異なる少子化対策が必要と思います。

本市の統計データ、令和5年12月、これ住基台帳の子ども割合（年少人口）を見ると8.47%となっており、県の9%を割っている状況に類似しているが、県の子ども割合8.8%よりさらに低い割合となっており、本市の少子化が進んでいるのがうかがえます。

人口ビジョン（令和2年2月改定版）の本市が目指すべき将来人口を用いた年齢3区分別人口の推移見通しで人口と割合を示し、総合発展計画や創生総合戦略・アクションプランで掲げている目標値の達成で脱少子化を目指しているが、現状の子ども数（年少人口）では、脱少子化に転じることは、かなり厳しい状況と見られる。

そこで、以下伺います。

(1)総務省公表の都道府県別子どもの数及び割合では、秋田県の子どもの割合が最も低く、14年連続全国最低となっている現況と9%を割ったことに対する市長の見解を伺います。

- 議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

- 市長（市川雄次君） それでは、佐々木正勝議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、大きな1番の(1)であります。

県や県内の市町村がこれまで、婚活支援や出産子育て支援だけでなく、多様な企業の誘致や奨学金関連制度の拡充など様々な施策を講じてきたにもかかわらず、毎年子どもの割合が減少し、昨年

度に初めて9%台を割ったことについては非常に厳しい状況であると認識をしております。12月定例会でも佐々木議員の一般質問に答弁しておりますが、進学や働きがいのある仕事を求めて県外に転出した若者が県内に戻ってこない状況や、非婚化・晩婚化の傾向がこの大きな要因であるというふうに捉えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今の答弁で、まず厳しい状況という認識ということは確認しました。

それで、各いろんな施策を打ってる中で今現在9%を割ってるということは、本当に市長が述べられるように厳しい状況なんですよ。うちが作成してる人口ビジョンあるんですけど、年齢3区分別人口というのがあるんですけど、そこではちゃんと目標値を立ててるんですよ。目標値って書いてないですけど、見通し値と書いてるんですよ。私はその見通し値を目標値と見て、今いろいろな質問をさせてもらってるんですけども、その見通し値に対して現状はもう下がってる状況なんですよ。これ非常に厳しい状況なんですけども、まあこれ後でまた出てくるからあれなんですけれども、いろいろその子どもの割合に対していろんな施策やってますけど、その施策の効果っていうのが時間がかかると言われてる中で、まず何年じゃあかかるんだと言いたくなるほど難しい問題なんですよ。この難しい問題に対処していくためには、やっぱりその結果、その結果が見えるようになってないとだめだと思うんですよ。そういった子どもの割合っていうのは何で見れるかということ、普通表面に出てきてないんですよ。だから現状どうなってるっていうのも、何を見てどうやってその判断すればいいんだっていうのは分からないんで、その辺の子どもの数、子どもの割合、これきちんと人口ビジョンに掲げている以上、その実際の見通し値と実績値というのがどっかで管理されて、見える化になっていけばいいのかなと思うんですけども、その辺の見える化というところの中で市長はどのように考えてるか、再質問させていただきます。

●市長（市川雄次君） (2)の質問に入っているんですか。

●3番（佐々木正勝君） うん、そう。でいいんですけど、ダブるんですけど、ここでもちょっと言っておきたいんですよ。

●市長（市川雄次君） (2)の質問。

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午前11時16分 休 憩

---

午前11時17分 再 開

●議長（宮崎信一君） 再開します。

●3番（佐々木正勝君） 非常に厳しい状況というその認識のもとで、今これから(2)というふうに入っていくようになるんですけども、その県と市はやっぱり同じような動向をしてるんですよ。ただ、県の中では、にかほ市はいい方なんです。県内25市町村の中で、いいところは10.5もあるんですよ。で、低いところが5.5。ですから低い市町村が多ければ、当然平均的な秋田県で示す数値っ

ていうのは9%を割るというふうになってるんです。でも、にかほ市はにかほ市で、やっぱりにかほ市も人口ビジョンに掲げてる9%を目標にしてるところっていうのは、やっぱり切ったっていう状況をやっぱり本当にみんな厳しく、市長だけでなく、職員、そして議員、市民も、厳しい状況とこのことを認識できればなというふうな形で取ってもらいたいなという思いが強いです。

で、次の(2)に移ります。

令和2年2月改定版人口ビジョンの年齢3区分別人口の推移見通しで、令和47年までの見通しを掲げていますが、見通し値と実際の値との比較を行うようになっているか。また、2020年以降の子ども割合状況の評価を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)のご質問にお答えをさせていただきます。

にかほ市人口ビジョンや社人研の推計は、国勢調査に基づいており、その調査実施年度である令和2年、2020年については見通しと実績の比較ができますが、調査年度以外については住民基本台帳のデータに基づいて分析をしているというところであります。

この住民基本台帳に基づく分析によると、令和6年12月時点の子ども割合は8.21%となっており、人口ビジョンにおける令和7年の年少人口割合の見通し9.3%と比較しても、想定以上に少子化が進んでいるものと認識をしております。

このように本市の年少人口の割合が低下している要因としては、出生数の減少も大きいのに加えて、市民の平均寿命が伸びていることもデータ上で作用しているものと捉えております。

令和7年5月末のにかほ市の人口は、ちょうど2万2,000でありました。人口ビジョンにおける令和7年の人口見通しが2万938人ですので、基準日を10月1日としてもまだ5か月ほどありますが、間違いなく見通しよりも上振れするものと思っております。

この要因については、社会増減の観点からの考察は次の(3)のご質問のときに答弁で触れたいと思いますが、現在、にかほ市の社会減はある程度これを抑え込むことができしており、令和6年だけを見れば、わずかながらの社会増となっております。むしろ人口減少が緩やかになっているのは、自然減が見通しより緩やかになっているからだと推察することができます。そして、このことをさらに深掘して考えると、議員が指摘するように子どもの割合が減っていることを鑑みれば、亡くなる方の数が抑え込まれていることも一つ大きな要因になるのではないかなというふうに思われます。つまり今の傾向は、これまでの市、あるいは県の健康寿命の延伸に基づく取り組みにも一つの大きな要因があるものと思います。実際、本市の高齢者の介護認定率は19.0%で、県平均20.5%よりも低く推移しており、国や同規模の自治体の平均よりも低い割合となっております。元気な高齢者が増えて平均寿命が延びることは大変喜ばしいことでもありますので、それと同じくらいか、あるいはそれ以上に子どもの数が増えれば、年少人口の割合が拡大していくということが予想されますし、そうなることが理想であります。

いずれにしても、ここ数年、市内の出生数が2桁で推移していることについては、看過できる状況ではありません。子育て政策、子育て施策にとどまらない若者福祉の増進に向けた施策の展開が

大事であるということ改めて認識しているところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今の答弁で、その人口ビジョンに掲げている目標値と実績値、言っていたいただきました。私もそれ見てました。その答弁でも出ましたけども、2025年の目標値って9.3%になってるのに対して、もう去年の段階で8.2%台というような形の中で、結構大きな乖離が生じている状況になってるんですね。これが例えば目標値どおりになって初めて将来人口のその見通し、まあ目指すべき人口が成り立つと思うんですけど、今からこれだけ乖離が始まっていると、もう将来、その先って段々ワニの口になると思うんですよ。目標値はそのまま高いんですけど実績値が低くなれば、当然ワニの口が大きくなっていくというふうな現象になるんですよ。ですから今のうちに、やはり今の打てる手、今までやってきたけども、今までやってきた以上に何かやっていかないのっていうのが私の考えなんですけども、今この人口ビジョンに掲げているその値というのが、どこにもその——まあ先ほども申しましたけども、書かれてないとか見るところがないというところの中で、人口ビジョンに関してのその見通し値と実績値というのを見えるようにできないものでしょうかねというのが再質問させてください。

●議長（宮崎信一君） 企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） ただいまの再質問にお答えしますが、アクションプランなんかの結果を見ることはできないということではなくて——

●3番（佐々木正勝君） 要は——

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午前11時24分 休 憩

午前11時25分 再 開

●議長（宮崎信一君） 再開します。

答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 分かります。休憩のときに少しご質問の意図がちょっと分かりましたので。

まあ国勢調査ベースで行政上はそこがやっぱり基本となるのかなというふうに思いますが、議員のおっしゃるように住基ベースでもいいというのであれば、少し方式も考えて検討させていただきたいと思います。別に見せないことを意図してるわけじゃなくて、見せるにしてもその根拠となるものがきちんとしているかということであると思いますので、ちょっと技術的な問題もあるかもしれませんが、少しこちらに預けていただければなというふうに思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今、前向きなご答弁いただきました。

私です実際は実際、毎月、住基、基本台帳の数値をいただいているんですよ。それで自分なりにその3区分別の値を出して求めるんですけども、技術的な問題ありません。もうエクセルにある数字

をそのままゼロ歳から14歳のところを男子女子足して合計、それを総人口で割ったやつですので、そういった簡単な出し方でいいと思うんですよ。参考的に見る。その国勢調査のベースで今までずっとやってるからそれとの比較はできないですけど、現状の動きとしてはどうなってるかというのはそれで見れると思うし、そのずれが大きくなる前にアクション取れるような状況っていうのがやっぱりどうしても必要だと思うんですよ。ですから、そういう早めのアクションを取るために、やはり見える化というのは大事かなというふうに私は思ってます。ぜひ、そういった前向きの形で進めていただければと思います。

次の質問に移ります。

(3)市の総合発展計画と創生総合戦略の計画期間も残り1年となり、少子化対策の成果や問題点・対策等の振り返りが急がれると思うが、市長の見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)についてお答えをさせていただきます。

本市においては、これまでも人口減少に対する取り組みを最重要課題として捉え、他自治体に先駆けて、結婚、妊娠、出産への支援、子育て世帯への支援、保育サービスの充実などを行ってきており、そのことについては一定の成果を上げていることは、昨年12月定例会において議員の一般質問に答弁したとおりであります。

人口動態については、以前から申し上げてきたとおり、人口減少対策のうち先行して取り組んできた社会減対策に一定の効果が表れてきているものと考えております。地元大手企業の寮が解体された一昨年や、コロナ禍明け後の人流が再開した年を除けば、社会減の規模は概して縮小傾向にあり、令和3年と令和4年はマイナス50人台、60人台となり、昨年はようやく微増ではありますが社会増となってプラスに転じております。これらについては、移住定住の促進を含め、必要である施策をジグソーパズルのように配置し、それらが互いに補完し合いながら機能する、いわゆる政策の補完性が発揮されるよう取り組んできた成果であると認識をしているところであります。

そうした中での少子化対策については、これからの10年が勝負であり、まだまだ取り組みの余地がありますし、今回の佐々木議員の質問は課題の本質を洗い出す良い質問であるというふうに、少し生意気なことを言わせていただければそういうふうに言えると思います。

これから結婚し、子育てに入ろうとする若者世代の多くが相変わらず市外に転出してしまっているこの状況を抑え込まなければ、課題解決に向かっていくことはできないと考えております。そこで、若者の流出傾向をもう少し深掘して答弁させていただきたいと思えます。

まず言えることは、20代から30代の若年層の由利本荘市や秋田市への転出が多いことが挙げられます。令和6年の由利本荘市への転出者121人のうち75人、率にして62%が若年層であります。同年の秋田市への転出者についても59人のうち35人、約6割が若年層というふうになっています。この原因としては、例えば生活の利便性、あるいは地理的優位性なども考えられますが、大きな理由の一つとしては、これまでも幾度となく申し上げてきた少人数世帯向けの良質な賃貸住宅が慢性的に不足していること、あるいは住宅そのものが不足していることが挙げられます。この状況に歯止め

をかけるためにこれまでも訴えてきたのが、まさに議員の述べる次元の異なる対策として若者福祉の充実に向けた施策の一環として若者支援住宅の整備を進めることも、幾度となく説明をしてきたところであります。

また、令和6年12月末現在の全年齢人口に占める20代から30代の人口割合は、男性が8.7%、女性が6.5%、合計で15.2%となっています。これは人口が同規模の仙北市13.4%や男鹿市11.6%と比べても、決して低い数字ではありません。しかしながら、由利本荘市の全年齢人口に占める20代から30代の人口割合を見てみると、男性が9%、女性が7.5%、合計で16.6%と、本市よりも若い年代の割合が1.4%も大きくなっています。これは、先ほども申し上げた本市からの転入者の増加も大きく影響しているものと考えています。

少子化対策において、子どもの数の割合も大事であります。しかしながら、妊孕力のある若者の割合が最も重要な要素であると考えております。若者福祉の充実を図ることで、将来的に子どもの割合が増加へ転じることを目指しているものであります。

ご質問の各計画についてはそれぞれ今年度から策定作業に取りかかりますが、今後も厳しい社会情勢が見込まれる中で、これまでの取り組みの成果と課題を検証し、より戦略的、重点的に少子化対策を講じていく必要があると強く認識しているところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今の答弁で出た社会減対策、一定の成果が出ている、これは本当にいいことだと思いますし、いろんな意味で何かの施策の効果がここにも少しは表れていると言えると思うんですけども、自分としては、こういった施策のこういう事業がこういう社会減対策に対してのプラス傾向に寄与しているというふうな形まで突っ込んだその分析をしていただいて、これらをもうちょっと強化すればここはもうちょっとよくなるよと、そういった見方をさせていただければ、まだまだいいところのいい施策、いい事業が出てくるのかなというふうに思います。

社会減で、ちょっと社会減計画の中で思うのは、結果というのは、にかほ市に異動してきた人が増えるということの中で一定の成果、その成果の実情は、市の施策・事業によってにかほ市に移住してきたのか、それとも例えばTDKさんが単純にTDK、大量な社員募集して県外からTDKが引き寄せた人もいるんですよ。市の施策とは別な動向で人が増えるというのもあるんですよ。ですから、その辺の動向の分析、いかに他石か自石かという、その自分のところの施策・事業でこれだけ増えたんだよと。ただ、この増えた中には他の方の——まあ他石と言うんですけどね、他の方の影響でこれだけ増えたよと、そういう見方にしていくと、どうしても一定の成果の中で本当に市の施策・事業でプラスになっていったのかというのがちょっと私疑問になるところなんですけどね。その辺が分かる分析をお願いします、出してくださいと言えは出せるかどうかは分からないですけども、そこら辺の分析っていうのはやってるかどうかっていうのを再質問させてください。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） ここについては、ちょっと私と議員とのちょっと考え方に少し相違がありまして、確かに市の独自のオリジナル、それだけの施策による効果の部分も、例えば移住定住の分野でありますけれども、私はTDKさん、よくコラムに書いてありますけれども、TDKさんとか

パートナーであるということで、TDKさんの取り組みに対して市も一緒になって取り組んでる。あるいは、今回の今般のTDKの新たな社員寮の問題についても、そこについてはTDKさんと私も情報交換をしながら進めていって、それで初めてああいう姿になってきているっていうことになれば、これまでの取り組み、あくまでも市が直接的に投資をしたとかいうものでなくて、直接的な交渉の中でいろいろな施策が組み上がってくる。それはTDKさんも私どもに対して同じようにして要求をしながら今の形を作り上げていってるということになれば、決して市単独で行った事業だけがそれに効果を示してきたということでは、私はそういうふうには述べているつもりはありません。

確かに市の子育て施策が良いというふうに評価をいただいています。他の市町村の住民の方々。それに基づいて、にかほ市に移住している若い世代がいるということも事実であります。そういうことを形として、ただ全てそれを個人的なものを抽出することはできませんけれども、そういう傾向があるということは今の現段階では言えるかなというふうに思いますので、先ほど議員がおっしゃるように、そこと、民間の部分と行政の部分をきっぱりすみ分けしてというのは、少しちょっと私は取り組み方としては、政策の補完性という考え方としてはちょっと違うのかなというふうに私は思っています。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今の答弁で、ちょっと考え方が違うという答弁でしたけども、私の言いたいのはですね、全体でプラスになるというのが絶対なんですけども、その中でアクションプランに掲げている各施策の事業に予算入れてますよね。今年はこれだけ予算入れましたよと、この事業には。1年成婚には何十万とか、こういうその予算に対して有効性というのがどれだけかというふうに述べられるようになってればいいのかなっていうのが私の考えも含んでるんですよね。ですから、その予算に対しての効果というところでその費用対効果を出すときに、例えば予算の中に見ている、その独身者を結婚するためにこういう事業をやりましたよと、それには応募者が何人います。アクションプラン見ると応募者数目標何人に対して何人だから何%とか、成婚、そういったそのところで報告したのが何組とかっていうのがアクションプランで掲げていて、そこには年間100万に満たない金額なんですけど、そういった予算掲げてますよね。それでアクションプランの実績だけ見ると、ここ数年、10組っていうかな、10人と見ればいいのか、その目標値に対してゼロ、ゼロ、ゼロで、ようやく去年でしたか、1組、1人と言えればいいんですかね、の実績があったんですね。じゃあ毎年これだけ予算組んで、ようやく4年で1というところの中で、本当に、じゃあこの事業っていいのかどうかというそういう実効性というのは、やっぱり一つ一つの事業の実効性を図ってみないと、私はやはりその何というかな、トータル的にこうなってるからいいじゃなくて、やはり一つ一つの事業の重みをよく分析するってのが必要だと思うんですよね。

そういった形の中で、総合発展計画には出生数と婚姻数っていうのは目標値に挙がってるんですよ。大きい目標値に。創生総合戦略にはその目標値が掲げられてなくて、出生、まあ合計特殊出生率が目標値になってるんですね。創生総合戦略では。じゃあ、その上位の総合発展計画の出生数と婚姻数のその目標をどうやってそのまあ取り組んでいくんだとなったときには、当然、総合戦略の

中でうたってるアクションプランの施策・事業、これがメインとなって、総合発展計画の目標値を達成するというふうに私は捉えてるんですけども、その上位の目標値がどこにも出てなくて、アクションプランでは合計特殊出生率を目標値に掲げて、それに対してK P I、重要業績評価指標でもって管理してますよと言ってるんですけども、じゃあその上位の文書のこの目標値って本当にどうなってるかっていうのが、本当、今の取り組みでは見えてないんですよ。以前の古い、古いっていうか、以前の総合戦略見ると書いてるんですね、出生数も。ちゃんとそこにはK P Iですけど。ですから、それが今のあれではK P Iから出生数っていうのがなくなってるんですけども、そういったその、自分、再質問、再々っていうかな、質問させてもらいたいですけれども、総合発展計画で述べている出生数、婚姻数をその総合戦略でどのように結びつけていってるのかなっていうところが見えてないんで、その辺はどのように管理してるのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 具体的な管理の方法については担当の部長の方でお答えしますが、議員のおっしゃってることもよく分かります。ただ、数値、議員はよく言われるんですが、例えば結婚、私ども婚活事業、あるいは異業種交流という形で実施しておりますし、今般もまたやらせていただきますが、それによって何組が出るか。これは数値化をすることがやはり大切だから数値化はします。しかしながら、そこに誘導することはできても、そこから生産的に生み出すっていうことはなかなかやはり難しいというのが一つあります。カップルを何人か作るというそれは、そこまでは正直私どもにはできないと思います。その数値を、例えば50人参加して10組カップルを作るって、これは私どもにはできません。ただ、そういう場面を設定するということは重要でありますし、その結果として、このぐらゐのカップルができればいいなという目標値を立てることはできますけれども、その結果として1だったかゼロだったかということについて、え、何で参加したのにカップルになってくれないんだということを私どもが言うことはできませんので、そこら辺は少し私としては、まあだいぶ前の議論と同じく、近くなりますけれども、そこまではちょっと私はできないのかなというふうに思っています。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） そこまでは介在できないというところで、ここでバーンというふうに、そこまでだよというふうな今ご答弁というふうに認識しましたが、私やっぱり民間でいろんな事業に対して施策を計画してやってる以上、施策に対してここで止まるんじゃないかって、どのようになって、何でこれがそこに到達しないのかというのは、その到達しない分析をしないと要因系が分からないんで次のアクションが取れないというところで、いろんなそういうやり方で私やってきたというのがその頭の中であって、こういう質問させていただいてます。ですから、人に対して、やはりこうしなさい、ああしなさいというのは、それは当然いろんな意味でこれ以上は介在できないというのはあるんですけども、ただ私ちょっと1年成婚に申し込んで、諦めたよという人の家族からちょっと聞いた話があって、1年成婚って、そのまあ結婚相談所なんですけどね、これ仙台にあって、仙台からその1年成婚で、まあ要はその人に対してこういう人がいますよって来る人が全部他県の遠いところの人が全てだそうなんです。連操をしてる人が、じゃあこの土曜日会いにいこ

うかっていってもできない、そういう状況の人ばかりのその紹介みたいなんですよ。ですから、本人は県内の人がそういった相談所からの紹介があるというのを最初からそういう頭でいたらし  
いんですけども、全て県外の人ということで、あ、これじゃあ私はやってられないな、諦めたよと  
いう、そういう状況のようでした。ですから、私の言いたいのは、何で要は申し込み者がいるのに、  
何で最後まで届かないんだろう、何かそのやり方っていうのはある、別のその相談所に対してこち  
らから要求するようなことがないだろうかとというそういう聞き取りぐらいはできると思うんですけ  
れども、そういう聞き取りってできないもんでしょかね。

●議長（宮崎信一君） 企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） ただいまの質問についてですけども、1年成婚  
の事業については、内容についてまでは我々も介在しておりませんので、今議員がおっしゃったよ  
うな県外の人だとかそういったところまでの情報はいただいてませんが、申込みの段階で、ある程  
度やっぱりそういう希望を聞いて、毎月のように、毎月のようにというか毎月ですけど、お互い面  
談をしながらやっておりますので、その情報は、もしそういう希望があれば、無理矢理県外を案  
内しているということはないと思っておりますが、ちょっと今議員がおっしゃったように事業者の  
方と我々が面談できてるかという、内容までは踏み込んで、当然どういった人と会ってるかと  
か、そういったところまでは我々も介入してませんので分かりませんが、必要があればそういうと  
ころも情報を聞きながら、ただ、我々、申し込んでる本人とは一切お話ししてませんので、ちょっ  
とかなかなかそういうところまでは内容までは確認は難しいかなというところは正直あります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） なかなかですね、やはり人に対するいろんな方向性をこっちの考えで押  
しつけるというのは、それは無理な話もあると思うんですけど、その辺のところやっぱり結びつ  
いていかないと、結婚数というのは増えていかない。

今いろいろやってる中で、市の中にも結婚したいけど結婚できない人っていうのは結構いると思  
うんですよ。そういう人たちを何とかして結婚させてあげたいっていうのがみんな同じ話、考え  
なんですけど、その辺のところの難しさっていうのが本当によく分かります。でもその辺を、いか  
にしてその辺のところを一人でも多く結婚に結びつくようにしたいっていう中で何か妙策が出てこ  
ないのかなというふうな形で、今、次の発展計画や、いろんな計画を練り直してるということす  
ので、その辺のところも考えたやはり今までの施策プラス、もっと強化できるような施策・事業な  
りを考えていただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

## 2、風力発電施設の安全。

5月2日、秋田市の新屋海浜公園に設置された風車の羽根が落下した近くで意識不明の男性が発  
見された事故の記事が多くの新聞に掲載された。この風車は2010年にも落雷が原因で羽根が落下す  
る事故が発生し、羽根3枚を交換している。定期点検は年2回実施し、昨年11月と今年3月の点検  
では異常はなかったという。

経済産業省によると、2023年度までの5年間に風力発電に関連する事故は約200件発生し、このう

ち羽根が破損したケースは約30件記録されている情報もあります。

本市に設置された多くの風車が事故もなく稼働しているが、道路近くに設置された風車も多くあるので、落雷が多い当地域においては更なる安全対策の強化が求められると思うので、以下質問します。

(1)安全とされる風車の事故を受け、本市の風車事業者に対し、点検状況や安全性について早急な確認が必要と思うが、市長の見解を伺います。

これは同僚議員が前日質問しましたけども、まず一応答弁の方、よろしくをお願いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、大きな2番の(1)からお答えをさせていただきますが、今おっしゃったように昨日の他の議員にもお答えをさせていただきましたとおり、地方自治体には再生可能エネルギー施設の設置に関する許可権限、あるいは個別の指導権限が付与されていないという現状があります。しかしながら、今回の秋田市で発生した風車ブレードの落下事故につきましては、にかほ市内でも同型を含めて33基の大型風車が稼働していることから、市としても非常に憂慮すべき事案として認識をしているところであります。

市民の安全確保のためにも、市の意見反映や一定程度の指導権限が市に与えられるよう、国や県に要望していきたいと考えていることについては、昨日の答弁でも申し上げたとおりであり、今回の事案に関しても、事業者に対して原因の究明と情報の共有を求めていきたいというふうを考えております。

事故発生当日には、市内の一定規模以上の風力発電施設を有している全事業者に対して安全管理体制の再確認と設備点検、維持管理の徹底を申し入れたところであり、全ての事業者が事故を受けて通常点検とは別に追加点検を実施し、安全確認をしたところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） まずは早い対応をしたということで、私は非常に安心できる行為だったなというふうに思います。

今回の風車落下事故というのは、秋田県も秋田市も早々に動いていますけども、私ちょっと感じたのは、今回の事故というのは落下したそばに男性が倒れていたという、それが可能性として羽の落下との可能性があるというふうな形の中で重要な重大な事故だよというふうに取り上げられているんですけども、これって落下する時点で、その重体、まあこういう人身事故に関係ありなしで、まあ重要な事故というふうに捉えると思うんですけども、今回その市が動いたというのは、そういった観点、私の今言った形の中で、人が関わったからこういうふうな申し出をしたということですか。再質問として伺います。

●議長（宮崎信一君） 企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） ただいまの質問にお答えしますが、当然秋田市の報道を受けてということがありますので、人が関わった可能性がある事故が発生したというところで事業者には声はかけております。ただし、落下事故が仮に人身を伴わないであったとしても、そ

ういう報道が県内でなされれば——県内に限らずですけども、なされれば、それは点検を求める対応はしたと思います。以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 由利本荘市で8年前ありましたよね。落雷、飛散したという、落雷による。そのときもやはりこういった事業者に対して申し入れしましたか。それをお願いします。

●議長（宮崎信一君） 企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） すいません、ちょっと8年前に関わった方がいなくて、今ここできちっと答えることができませんが、点検の依頼はしたとは思いますが、ちょっとすいません、分かりません。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） やはりですね、事故は事故なんで、まず今、関わってる人がいないから分からないということですけども、多分してると思うんですけど、やはりこういった対応というのはきちんと事故に関しては厳粛に受け止め、事業者に対しては都度申し入れするというふうな形で進めていただければと思います。

でですね、にかほ市の風車に関する条例ありますよね。あの条例にはですね、年1回保守点検、稼働状況を市長に報告しなければならないとあるんですけども、1年に1回もらってますか。

●議長（宮崎信一君） 企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） 報告書の提出までは今のところはいただいております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） あの条例にはですね、ちゃんと書いてるんですね。報告しなければならない。これ多分事業者にも行ってると思うんですよ。だから、事故が起きたから事業者に申し入れするんじゃないで、まあ要は平時のときに、こういった状況でコミュニケーション取ってれば、特に慌てなく、いつも安全で稼働してるなというふうにつけるんですけど、こういったその事故が起きてから動くんじゃない、やはり市民は不安を持ちますよね。ですから、私はこういった形の中でこういうふうな条例に載ってるんだから、この条例どおりにやはり報告していただくと。先ほど市長も述べられましたけども、何ですか、事業者には市の方からは強く何だっけな、何かできないんで、国の方に依頼したというふうな形で述べてますけども、こういったその点検報告のときに危険なところってないのと、そういった形で言ってくれば、特に安全は確保できると思うんですけども、その辺のところはいかがですか。

●議長（宮崎信一君） 企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） ただいまの再質問ですけども、条例の施行日以降建設された風車に関しての記載であります。なので、その前に今全て立っている状態ですので、求めてないところでしたけども、必要に応じては、当然今後は求めていくようにしていきたいと思っています。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 条例施行日以降、以前じゃなくて、以前もしこういうのが条例がなかったら、今こういう条例があるんで、こういう報告というのは求めていただきたいねというふうに事業者には言えればいいだけだと思うんですけどね。まあぜひそういった形で進めていただければと思います。

この条例の規定の中にですね、事業者が報告する内容のこれがついてるんですね。それにはちゃんと保守点検の状況、保守点検、施工事業者、異常時における対策の内容、ここまで書いてるんですよ。ですから、これを年1回ずつ定期的にいただければ、今の稼働してる風車というのは、本市にある風車は安心できる風車ですよと言い切ることができると思うんですけども、この辺のところもやはりあるんだったら活用していただきたいと思います。活用できますか。それをお願いします。

●議長（宮崎信一君） 企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） 風車の設置事業者については、経済産業省の規定に基づいて点検する義務がありますので、その義務によって点検はされていると思いますので、今議員からもおっしゃっていただきましたけども、そういった報告書についても今後求めるように検討していきたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） やはり決めごととは決めごととして、やはり厳粛に進めていただきたいなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

(2)他の地域では、高さ100mの風車が根元から倒壊する事故や、羽根の先端が100m先まで飛んだ例があります。

本市には道路沿いに立地する風車も多数あるが、倒壊や羽根落下の危険性がある道路沿いの風車をどのように捉えているか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)のご質問にお答えさせていただきます。

道路沿いに立地する風車に関しては、風車の倒壊や羽根の落下といった事故が万が一にも発生すれば、道路利用者に甚大な被害を及ぼす可能性があるため、その安全性の確保は極めて重要であると認識しております。風車の設置に当たっては、事業者は建築基準法、電気事業法などの関連法規に加え、経済産業省が定める風力発電設備の設置にかかるガイドライン等を遵守することが義務づけられております。これらの規制やガイドラインでは、設計、建設、維持管理における安全基準が詳細に定められており、これらが適切に履行されることで安全性が確保されるものであります。

風車の設置、運用事業者には、設備の安全管理に対する一義的な責任があります。事業者は定期的な点検やメンテナンスの実施、異常時の迅速な対応など、安全運行のために必要な措置を講ずる義務を負っています。道路沿いに風車を設置する際には、万が一の事故を想定したリスク評価が事業者によって行われ、評価の結果に基づき必要があると判断された場合は、例えば道路からの離隔距離の確保、防護柵の設置、監視体制の強化などの対策が講じられているものと認識しております。

市としては、国や県に対して、市の意見反映や一定程度の指導権限が与えられるよう要望したいと先ほど述べましたが、国や県、関係機関、そして事業者と連携し、風車の安全に関する最新の情報共有に努めるとともに、必要に応じて事業者への指導や助言を行う体制を構築したいと考えております。

今回の秋田市の事故の原因については、早急に究明されることを期待していますが、今後、道路沿いの風車における具体的な安全確保への取り組み状況について、より積極的に市民に情報提供できるよう事業者にも求めていきたいと思っております。

改めて、今回の事故の検証結果に基づき危険が確認された場合には、県や県内の施設立地市町村と連携し、国に対して必要な措置を講じるよう求めてまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） そうですね、道路沿いにある風車っていうのは、今回の事故だけじゃなくて、ほかの事故もそうなんですけど、80メートルも飛んでるんですね、落下した弾みで。回転してる方向に飛ぶんで、一番その弾みがついて遠くまで飛ぶっていうことがあるんですね、今までの事故例見ると。一番飛んだのが沖縄の事故で、500メートル先に飛んだ事故もあるんですよ。その500メートル飛んだ先の途中にも点々と落下してるんですよ。ですから道路沿いにある風車っていうのは、もうすごく危険なんです。その回転方向に道路があって、そこを通ったときにたまたま飛んできたの、非常にこれ考えるだけでもぞっとすることなんですけど、私、何年か前も工場近くにある風車が危険ですよと、危険と思いませんかって言ったら、危険とは言えませんというふうに答弁いただいているんですけど、でも私、これだけ羽根の落下事故が多く発生してる中で、落下するっていうことは危険状態がひそんでるという、持っているということなんです。風車っていうのはそもそも厳しい国の基準に従って設計して、厳しい定期点検の内容をクリア、事故があった都度、その対策を強化して風車の方に取り入れてやってるっていうのが今までなんです。それでも起きてるんですよ、事故は。ですから、本来100%稼働に対して安全だよというふうな安全を担保した説明が市民にできるような状況になってないと、本当に安心っていうのはできないと思うんですけども、今回の事故を受けて私本当つくづく思ったのは、前回、令和2年でしたか、一般安全、その工場近くの風車の危険性っていうところの中で、そっからもうずっとそのもし落下事故がもしここで起きたら悲惨な事故になるよっていうのをずっと思ってたら、こういう秋田の新屋の事故が出たんで、本当に、ああ、まあ起きてしまったなというふうに受けたんですね。

一番その危惧されるのが、にかほ市は全国先駆けてゾーニングをやってますね。ゾーニングっていうのはやはり風車を立てていい場所、調整する場所、ここはだめというような形でゾーニングをきちんとするということなんですけど、今のゾーニングマップ見ても、道路沿いにその、要はいいよというゾーンの中に入ってる道路もあるんですね。道路。もしそういったところに今後建設したいという事業者が申し入れたときに、市の方としてどういう対応をするか。ゾーニングではオーケーだよというふうに言われる可能性もありますけども、市の対応をどういうふうにするか再質問でお伺いします。

●議長（宮崎信一君） 企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） ゾーニングに基づいてということになりますけども、厳しい基準を設けております。確かに道路が、500メートルピッチのメッシュを切ってますので、その中に道路が入るということもあるかもしれませんが、住宅からは500メートル離さなきゃいけないですとか、そういう細かい基準を設けてますので、その中で審査をさせていただくこととなりますが、その中で適合しないものがないとすれば、安全が確保されるのであれば、こちらとしては止めるところがないということにはなるかと思っておりますので、そういう場合であれば、まず内容をきちっと聞いて、まあ届け出とかいろいろ書類は出してもらうこととなりますけども、そういったガイドラインに基づいての対応をさせてもらうことになると思います。

ただ、今、いろんな区域を設定してる中で、住宅なんかに近い範囲ではもうほぼ立てれる場所はないというような形にはなってるかと思えます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） そういった意味で、にかほ市さんというふうな形で言われたこともあるんですね。ゾーニングマップっていうのを早々と作ってもらってって、本荘市さんの方から言われたこともあるんですけども、でもその中でもやはり私の目から見れば、いいよという場所の真ん中を道路が走ってるというそういったマップもあるんで、私はそういったところにこれから事業者さんが来たときには、そこはなるべく危険範囲から離れた場所という形の中で提示していただければなど。

あと、国の方も動きが遅くて、これ道路沿いで、もしっていうところを、国の人も何か、今の秋田の新屋の事故を受けて、今後こうしなければいけないなというところにそういったところもあって、やはりそういった基準というのは今後見直ししていかないかっていうのがあったのを確認しましたけども、その辺のところを国の要望にも、道路沿いに対しての規制できるような国の基準というのを市の方からも要望していただければというふうに思います。

それを述べて私の質問を終わります。

●議長（宮崎信一君） これで3番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後0時07分 散 会

---